

《 目 次 》

I. 母子保健衛生費の国庫補助について（新旧対照表）…………… 1

II. 子ども・子育て支援交付金の交付について（改正後全文）……15

※母子保健関係（産後ケア事業）部分抜粋

こ成母第※※号

令和7年※月※日

都道府県知事
各 保健所設置市市長 殿
特別区区長

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

母子保健衛生費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、令和5年6月30日こ成母第34号本職通知「母子保健衛生費の国庫補助について」の別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和7年4月1日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長(保健所設置市市長、特別区区長を除く。)に対する周知につき配慮願いたい。

新	旧
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">母子保健衛生費国庫補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(令和5年6月30日こ成母第36号こども家庭庁成育局長通知)及び「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について」(令和6年4月1日こ成母第90号・医政発0401番第3号こども家庭庁成育局長、厚生労働省医政局長連名通知)に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 都道府県及び指定都市が行うこどもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)が行う性と健康の相談センター事業のうち「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(令和5年6月30日こ成母第36号こども家庭庁成育局長通知)の別添2の3(12)(13)を除く事業</p> <p>(3) 都道府県等が行う不育症検査費用助成事業</p> <p>(4) 都道府県、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(5) 市町村が行う産婦健康診査事業</p> <p>(6) 都道府県が行う新生児聴覚検査体制整備事業</p> <p>(7) 都道府県が行う予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業</p> <p>(8) 市町村が行う多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業</p> <p>(9) 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震により被害を受けた都道府県及び左記都道府県内の市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p> <p>(10) 都道府県、市町村が行う母子保健対策強化事業</p> <p>(11) 市町村が行う低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業</p> <p>(12) 市町村が行う妊婦訪問支援事業</p> <p>(13) 市町村が行う妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に対して、都道府県が補助する事業(間接補助事業)</p> <p><u>(14) 市町村が行う特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業</u></p> <p><u>(15) 都道府県が行う妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業</u></p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">母子保健衛生費国庫補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(令和5年6月30日こ成母第36号こども家庭庁成育局長通知)及び「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について」(令和6年4月1日こ成母第90号・医政発0401番第3号こども家庭庁成育局長、厚生労働省医政局長連名通知)に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 都道府県及び指定都市が行うこどもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)が行う性と健康の相談センター事業のうち「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(令和5年6月30日こ成母第36号こども家庭庁成育局長通知)の別添2の3(12)(13)を除く事業</p> <p>(3) 都道府県等が行う不育症検査費用助成事業</p> <p>(4) 都道府県、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(5) 市町村が行う産婦健康診査事業</p> <p>(6) 都道府県が行う新生児聴覚検査体制整備事業</p> <p>(7) 都道府県が行う予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業</p> <p>(8) 市町村が行う多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業</p> <p>(9) 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震により被害を受けた都道府県及び左記都道府県内の市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p> <p>(10) 都道府県、市町村が行う母子保健対策強化事業</p> <p>(11) 市町村が行う低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業</p> <p>(12) 市町村が行う妊婦訪問支援事業</p> <p>(13) 市町村が行う妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に対して、都道府県が補助する事業(間接補助事業)</p>

新	旧
<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。 ただし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 3のうち市町村が行う(4)及び都道府県が行う(13)を除く事業(直接補助事業)</p> <p>① 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>② ①により選定されたそれぞれの額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。</p> <p>(2) 3のうち市町村が行う(4)の事業(直接補助事業)</p> <p>① (4)の事業のうち産前・産後サポート事業を実施する場合は、別表の第3欄1に定める基準額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (4)の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第3欄2に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (4)の事業のうちこども家庭センター(旧子育て世代包括支援センター機能部分)開設準備事業を実施する場合は、別表の第3欄3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>② ①により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。</p> <p>(3) 3のうち都道府県が行う(13)の事業(間接補助事業)</p> <p>① 市町村ごとに、交通費及び宿泊費それぞれについて、別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>② ①により選定された額の合計額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。 ただし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 3のうち市町村が行う(4)及び都道府県が行う(13)を除く事業(直接補助事業)</p> <p>① 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>② ①により選定されたそれぞれの額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。</p> <p>(2) 3のうち市町村が行う(4)の事業(直接補助事業)</p> <p>① (4)の事業のうち産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を実施する場合は、別表の第3欄1及び2に定める基準額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (4)の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第3欄3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (4)の事業のうちこども家庭センター(旧子育て世代包括支援センター機能部分)開設準備事業を実施する場合は、別表の第3欄4に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>② ①により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。</p> <p>(3) 3のうち都道府県が行う(13)の事業(間接補助事業)</p> <p>① 市町村ごとに、交通費及び宿泊費それぞれについて、別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>② ①により選定された額の合計額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。</p>
5～14 (略)	5～14 (略)

新					旧				
別表					別表				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	こどもの心の診療ネットワーク事業	1 都道府県（指定都市）当たり <u>1,525,000</u> 円×実施月数	こどもの心の診療ネットワーク事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）並びに報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1	直接補助事業	こどもの心の診療ネットワーク事業	1 都道府県（指定都市）当たり <u>1,475,000</u> 円×実施月数	こどもの心の診療ネットワーク事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）並びに報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
	性と健康の相談センター事業	次により算出された額の合計額 1 基本分補助単価 <u>876,000</u> 円×実施月数 2 加算分補助単価 (1) 夜間・休日対応加算 <u>61,000</u> 円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相談員を配置し、開設時間が週40時間を超える時間は、当該40時間を超える時間を14時間で除した数（小数点以下四捨五入）を実施月数に乗ずることができる。 (2) 特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算 【直営の場合】 ① 運営費 <u>172,000</u> 円×実施月数 ② 初回産科受診料等支援	性と健康の相談センター事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1		性と健康の相談センター事業	次により算出された額の合計額 1 基本分補助単価 <u>856,000</u> 円×実施月数 2 加算分補助単価 (1) 夜間・休日対応加算 <u>58,300</u> 円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相談員を配置し、開設時間が週40時間を超える時間は、当該40時間を超える時間を14時間で除した数（小数点以下四捨五入）を実施月数に乗ずることができる。 (2) 特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算 【直営の場合】 ① 運営費 <u>166,000</u> 円×実施月数 ② 初回産科受診料等支援	性と健康の相談センター事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1

新				旧			
		10,000円×助成件数 ③ 交通費支援 2,000円×助成件数 【委託の場合】 （1団体当たり） ① 運営費 343,200円×実施月数 ② 初回産科受診料等支援 10,000円×助成件数 ③ 交通費支援 2,000円×助成件数 (3) 若年妊婦等に対する支援体制強化加算 【直営の場合】 ① 運営費 186,500円×実施月数 ② SNS等運用加算 10,888,000円（年額） ③ 緊急一時的な居場所の確保加算 16,100円×宿泊日数 【委託の場合】 （1団体当たり） ① 運営費 402,600円×実施月数 ② 夜間・休日対応加算 61,000円×実施月数 ③ SNS等運用加算 10,888,000円（年額） ④ 緊急一時的な居場所の確保加算 16,100円×宿泊日数 (4) 出生前遺伝学的検査加算 ① 運営費 151,700円×実施月数 ② 研修費 28,700円×実施月数 (5) HTLV-1母子感染対策加算 1都道府県あたり1,695,000円 (6) 不妊症・不育症等ネットワーク支援加算				10,000円×助成件数 ③ 交通費支援 2,000円×助成件数 【委託の場合】 （1団体当たり） ① 運営費 331,100円×実施月数 ② 初回産科受診料等支援 10,000円×助成件数 ③ 交通費支援 2,000円×助成件数 (3) 若年妊婦等に対する支援体制強化加算 【直営の場合】 ① 運営費 180,500円×実施月数 ② SNS等運用加算 10,888,000円（年額） ③ 緊急一時的な居場所の確保加算 16,100円×宿泊日数 【委託の場合】 （1団体当たり） ① 運営費 387,500円×実施月数 ② 夜間・休日対応加算 58,300円×実施月数 ③ SNS等運用加算 10,888,000円（年額） ④ 緊急一時的な居場所の確保加算 16,100円×宿泊日数 (4) 出生前遺伝学的検査加算 ① 運営費 151,700円×実施月数 ② 研修費 28,700円×実施月数 (5) HTLV-1母子感染対策加算 1都道府県あたり1,695,000円 (6) 不妊症・不育症等ネットワーク支援加算	

新				旧							
		① 不妊症・不育症等ネットワーク支援 <u>695,000</u> 円×実施月数 ② ピア・サポート活動等への支援 <u>209,000</u> 円×実施月数 (7) 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算 7,700円(実際の相談費用の7割相当額を上限とする。)×相談件数				① 不妊症・不育症等ネットワーク支援 <u>688,000</u> 円×実施月数 ② ピア・サポート活動等への支援 <u>201,000</u> 円×実施月数 (7) 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算 7,700円(実際の相談費用の7割相当額を上限とする。)×相談件数					
不育症検査費用助成事業	1 検査費用助成 流死産検体を用いた遺伝子検査(次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査)(令和4年12月1日厚生労働省告示第340号) 検査費用の7割相当額(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、60,000円を上限とする。)×実施件数 2 広報啓発費用(事務費) 1自治体当たり <u>2,937,000</u> 円	不育症検査費用助成事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)並びに報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1	不育症検査費用助成事業	1 検査費用助成 流死産検体を用いた遺伝子検査(次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査)(令和4年12月1日厚生労働省告示第340号) 検査費用の7割相当額(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、60,000円を上限とする。)×実施件数 2 広報啓発費用(事務費) 1自治体当たり <u>2,846,000</u> 円	不育症検査費用助成事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)並びに報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1				
妊娠・出産包括支援事業	○市町村事業(ただし、1(2)多胎妊産婦等支援事業については都道府県及び市町村事業) 1 産前・産後サポート事業 (1)相談支援等 1市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">人口区分(人)</td> <td style="width: 50%;">単価(円)</td> </tr> </table>	人口区分(人)	単価(円)	妊娠・出産包括支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、並びに報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、	2分の1	妊娠・出産包括支援事業	○市町村事業(ただし、1(2)多胎妊産婦等支援事業については都道府県及び市町村事業) 1 産前・産後サポート事業 (1)相談支援等 1市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">人口区分(人)</td> <td style="width: 50%;">単価(円)</td> </tr> </table>	人口区分(人)	単価(円)	妊娠・出産包括支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、並びに報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、	2分の1
人口区分(人)	単価(円)										
人口区分(人)	単価(円)										

新				旧																																		
		2 万人未満 170,900 2 万人以上 5 万人未満 264,700 5 万人以上 10 万人未満 <u>508,300</u> 10 万人以上 30 万人未満 <u>1,054,900</u> 30 万人以上 70 万人未満 <u>1,360,000</u> 70 万人以上 150 万人未満 <u>2,019,400</u> 150 万人以上 <u>2,781,600</u>	印刷製本費、光熱水費及び賄材料費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費、負担金、補助及び交付金、扶助費			2 万人未満 170,900 2 万人以上 5 万人未満 264,700 5 万人以上 10 万人未満 <u>505,300</u> 10 万人以上 30 万人未満 <u>1,031,900</u> 30 万人以上 70 万人未満 <u>1,337,000</u> 70 万人以上 150 万人未満 <u>1,996,400</u> 150 万人以上 <u>2,758,500</u>	印刷製本費、光熱水費及び賄材料費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費、負担金、補助及び交付金、扶助費																															
	(2) 多胎妊産婦等支援 ① 多胎ピアサポート事業 1 都道府県又は市町村当たり 208,200 円×実施月数 ② 多胎妊産婦等サポーター等事業 1 都道府県又は市町村当たり 次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人口区分(人)</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 万人未満</td> <td><u>169,400</u></td> </tr> <tr> <td>2 万人以上 5 万人未満</td> <td><u>233,700</u></td> </tr> <tr> <td>5 万人以上 10 万人未満</td> <td><u>426,800</u></td> </tr> <tr> <td>10 万人以上 30 万人未満</td> <td><u>469,700</u></td> </tr> <tr> <td>30 万人以上 70 万人未満</td> <td><u>491,100</u></td> </tr> <tr> <td>70 万人以上 150 万人未満</td> <td><u>684,200</u></td> </tr> <tr> <td>150 万人以上</td> <td><u>791,400</u></td> </tr> </tbody> </table>	人口区分(人)	単価(円)	2 万人未満	<u>169,400</u>	2 万人以上 5 万人未満	<u>233,700</u>	5 万人以上 10 万人未満	<u>426,800</u>	10 万人以上 30 万人未満	<u>469,700</u>	30 万人以上 70 万人未満	<u>491,100</u>	70 万人以上 150 万人未満	<u>684,200</u>	150 万人以上	<u>791,400</u>			(2) 多胎妊産婦等支援 ① 多胎ピアサポート事業 1 都道府県又は市町村当たり 208,200 円×実施月数 ② 多胎妊産婦等サポーター等事業 1 都道府県又は市町村当たり 次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人口区分(人)</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 万人未満</td> <td><u>164,800</u></td> </tr> <tr> <td>2 万人以上 5 万人未満</td> <td><u>226,900</u></td> </tr> <tr> <td>5 万人以上 10 万人未満</td> <td><u>413,100</u></td> </tr> <tr> <td>10 万人以上 30 万人未満</td> <td><u>454,500</u></td> </tr> <tr> <td>30 万人以上 70 万人未満</td> <td><u>475,200</u></td> </tr> <tr> <td>70 万人以上 150 万人未満</td> <td><u>661,400</u></td> </tr> <tr> <td>150 万人以上</td> <td><u>764,900</u></td> </tr> </tbody> </table>	人口区分(人)	単価(円)	2 万人未満	<u>164,800</u>	2 万人以上 5 万人未満	<u>226,900</u>	5 万人以上 10 万人未満	<u>413,100</u>	10 万人以上 30 万人未満	<u>454,500</u>	30 万人以上 70 万人未満	<u>475,200</u>	70 万人以上 150 万人未満	<u>661,400</u>	150 万人以上	<u>764,900</u>
人口区分(人)	単価(円)																																					
2 万人未満	<u>169,400</u>																																					
2 万人以上 5 万人未満	<u>233,700</u>																																					
5 万人以上 10 万人未満	<u>426,800</u>																																					
10 万人以上 30 万人未満	<u>469,700</u>																																					
30 万人以上 70 万人未満	<u>491,100</u>																																					
70 万人以上 150 万人未満	<u>684,200</u>																																					
150 万人以上	<u>791,400</u>																																					
人口区分(人)	単価(円)																																					
2 万人未満	<u>164,800</u>																																					
2 万人以上 5 万人未満	<u>226,900</u>																																					
5 万人以上 10 万人未満	<u>413,100</u>																																					
10 万人以上 30 万人未満	<u>454,500</u>																																					
30 万人以上 70 万人未満	<u>475,200</u>																																					
70 万人以上 150 万人未満	<u>661,400</u>																																					
150 万人以上	<u>764,900</u>																																					
	(3) 妊産婦等への育児用品等支援 1,700 円×実施件数 ※多胎及び同一年度内に 2 回妊娠した妊婦の場合は、こどもの数に応じて支払う。				(3) 妊産婦等への育児用品等支援 1,700 円×実施件数 ※多胎及び同一年度内に 2 回妊娠した妊婦の場合は、こどもの数に応じて支払う。																																	
	(4) 出産や子育てに悩む父親支援 ① 運営費及び研修費 1 市町村当たり 154,800 円×実施月数				(4) 出産や子育てに悩む父親支援 ① 運営費及び研修費 1 市町村当たり 154,800 円×実施月数																																	

新					旧				
		②ピアサポート事業 1市町村当たり 59,000円×実施月数 <u>(削除)</u>					②ピアサポート事業 1市町村当たり 59,000円×実施月数 <u>2 産後ケア事業</u> <u>(1) デイサービス・アウトリーチ型</u> <u>1か所あたり1,727,700円(※)</u> <u>×実施月数</u> <u>※ ただし、各事業者における</u> <u>上記の1か所あたりの月額基</u> <u>準額は、以下により算出した</u> <u>額とする。</u> <u>ア 各事業者における対象経</u> <u>費の実支出額(平均月額)を</u> <u>1,727,700円で除して得た</u> <u>数値(小数点第2位を切り</u> <u>上げ)を算出する(ただし、</u> <u>当該数値が1を超える場合</u> <u>は1とする。)</u> <u>イ 1,727,700円にアにより</u> <u>算出した数値を乗じて得た</u> <u>額を月額基準額とする。</u> <u>(2) ショートステイ型</u> <u>1か所あたり2,519,600円(※)</u> <u>×実施月数</u> <u>※ ただし、各事業者における上</u> <u>記の1か所あたりの月額基準</u> <u>額は、以下により算出した額</u> <u>とする。</u> <u>ア 各事業者における対象経</u> <u>費の実支出額(平均月額)を</u> <u>2,519,600円で除して得た</u> <u>数値(小数点第2位を切り上</u> <u>げ)を算出する(ただし、当</u> <u>該数値が1を超える場合は</u> <u>1とする。)</u> <u>イ 2,519,600円にアにより</u> <u>算出した数値を乗じて得た</u> <u>額を月額基準額とする。</u> <u>(3) 24時間365日受入体制整備加算</u> <u>1か所あたり年額2,806,900円</u> <u>(4) 住民税非課税世帯等に対する利</u>		

新				旧				
		<p><u>2</u> 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 ※本事業のみの実施も可能とする。 ・産前・産後サポート事業の実施場所の修繕 1 <u>施設</u>あたり 3,240,000 円 ・産後ケア事業の実施場所の修繕 1 <u>施設</u>あたり 7,560,000 円</p> <p><u>3</u> こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業 1 市町村当たり <u>3,791,000</u> 円</p> <p>○都道府県事業 ・妊娠・出産包括支援推進事業 1 都道府県当たり 1,381,400 円</p> <p>・産後ケア事業を、市町村の共同で実施することを推進する場合の加算 1 都道府県あたり 338,000 円</p>				<p><u>用料減免加算</u> 1 回（泊）あたり 5,000 円</p> <p><u>(5) (4) 以外の世帯に対する利用料減免加算</u> 1 回（泊）あたり 2,500 円 (産婦1人当たり乳児1人の出産につき5回（泊）を上限とする。)</p> <p><u>※ (5) について、産後ケア事業で提供される食事代は産婦の自己負担とし、補助対象外とする。</u></p> <p><u>(6) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算</u> 1人あたり日額 7,000 円</p> <p><u>3</u> 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 ※本事業のみの実施も可能とする。 ・産前・産後サポート事業の実施場所の修繕 1 <u>市町村</u>あたり 3,240,000 円 ・産後ケア事業の実施場所の修繕 1 <u>市町村</u>あたり 7,560,000 円</p> <p><u>4</u> こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業 1 市町村当たり <u>3,700,500</u> 円</p> <p>○都道府県事業 ・妊娠・出産包括支援推進事業 1 都道府県当たり 1,381,400 円</p> <p>・産後ケア事業を、市町村の共同で実施することを推進する場合の加算 1 都道府県あたり 338,000 円</p>		
産婦健康 診査事業	5,000 円×実施回数 (対象者1人につき2回を限度とする。)	産婦健康診査事業に必要な委託料、負担金、補	2分の1	産婦健康 診査事業	5,000 円×実施回数 (対象者1人につき2回を限度とする。)	産婦健康診査事業に必要な委託料、負担金、補	2分の1	

新				旧				
			助及び交付金、 扶助費				助及び交付金、 扶助費	
新生児聴覚検査体制整備事業	1 新生児聴覚検査体制整備事業 1 都道府県当たり 2,373,400 円 2 新生児聴覚検査管理等事業 1 都道府県当たり 10,000,000 円 3 聴覚検査機器購入支援事業 3,600,000 円×医療機関数		新生児聴覚検査体制整備事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1	新生児聴覚検査体制整備事業	1 新生児聴覚検査体制整備事業 1 都道府県当たり 2,373,400 円 2 新生児聴覚検査管理等事業 1 都道府県当たり 10,000,000 円 3 聴覚検査機器購入支援事業 3,600,000 円×医療機関数	新生児聴覚検査体制整備事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1
予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業	1 都道府県当たり <u>13,156,620</u> 円		予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、保管料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10分の10	予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業	1 都道府県当たり <u>12,647,020</u> 円	予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、保管料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10分の10
多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業	1 市町村当たり 多胎妊婦一人につき 5,000 円×5 回 (限度)		多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業	1 市町村当たり 多胎妊婦一人につき 5,000 円×5 回 (限度)	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1

新				旧			
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	<p>1 令和2年7月豪雨</p> <p>① 相談支援等事業 595,140円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る)</p> <p>② 保健師等に対する研修の実施(県) 982,240円 (指定都市、中核市) 491,120円</p>	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	<p>1 令和2年7月豪雨</p> <p>③ 相談支援等事業 572,390円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る)</p> <p>④ 保健師等に対する研修の実施(県) 982,240円 (指定都市、中核市) 491,120円</p>	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
	<p>2 令和6年能登半島地震</p> <p>① 相談支援等事業 595,140円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る)</p> <p>② 保健師等に対する研修の実施(県) 982,240円 (指定都市、中核市) 491,120円</p>	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	4分の3		<p>2 令和6年能登半島地震</p> <p>① 相談支援等事業 572,390円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る)</p> <p>② 保健師等に対する研修の実施(県) 982,240円 (指定都市、中核市) 491,120円</p>	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	4分の3

新				旧			
母子保健対策強化事業	<p>○市町村事業 (1) 母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業</p> <p>1 市町村当たり 6,043,000 円</p>	<p>母子保健対策強化事業（市町村事業）に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費</p>	2分の1	母子保健対策強化事業	<p>○市町村事業 (1) 母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業</p> <p>1 市町村当たり 6,043,000 円</p>	<p>母子保健対策強化事業（市町村事業）に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費</p>	2分の1
	<p>○都道府県・<u>指定都市</u>事業 (2) 母子保健に関する都道府県広域支援強化事業</p> <p>I 母子保健事業等推進体制整備事業 1 都道府県当たり 2,373,000 円</p> <p>II <u>及びIII</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種健診等管理等事業 ・ <u>先天性代謝異常等検査に係る外部精度管理支援事業</u> <p>1 都道府県、<u>(指定都市)</u> 当たり 10,000,000 円</p>	<p>母子保健対策強化事業（都道府県事業）に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	2分の1		<p>○都道府県事業 (2) 母子保健に関する都道府県広域支援強化事業</p> <p>I 母子保健事業等推進体制整備事業 1 都道府県当たり 2,373,000 円</p> <p>II 各種健診等管理等事業 1 都道府県当たり 10,000,000 円</p>	<p>母子保健対策強化事業（都道府県事業）に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	2分の1
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	10,000 円×助成件数	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	10,000 円×助成件数	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
妊婦訪問	① 活動費 9,550 円×訪問回数	妊婦訪問支援事	2分の1	妊婦訪問	① 活動費 9,550 円×訪問回数	妊婦訪問支援事	2分の1

新				旧			
支援事業	② 民間へ委託する場合の事業費 1事業者あたり 年額 564,000 円	業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金		支援事業	② 民間へ委託する場合の事業費 1事業者あたり 年額 564,000 円	業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	
特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業	<u>(個別健診・集団健診) 1件あたり 30,000 円</u>	<u>特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、負担金、補助金及び交付</u>	<u>2分の1</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>

新					旧				
			金						
	妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業	1都道府県当たり 1,317,000円×実施月数	妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業に必要な報酬、給料及び職員手当等 (ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
間接補助事業	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	① 交通費(往復分) 妊婦1人につき、タクシーにより移動した場合は実費額に0.8を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程に準じて算出した額(実費額を上限とする。)に0.8を乗じて得た額 ② 宿泊費 妊婦1人につき、実費額(市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。)から、1泊当たり2,000円を控除した額	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	3分の2	間接補助事業	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	① 交通費(往復分) 妊婦1人につき、タクシーにより移動した場合は実費額に0.8を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程に準じて算出した額(実費額を上限とする。)に0.8を乗じて得た額 ② 宿泊費 妊婦1人につき、実費額(市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。)から、1泊当たり2,000円を控除した額	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	3分の2

	こ成事第481号
	令和5年9月7日
第一次改正	こ成事第558号
	令和5年12月18日
第二次改正	こ成事第11号
	令和6年1月25日
第三次改正	こ成事第77号
	令和6年2月21日
第四次改正	こ成事第425号
	令和6年5月21日
第五次改正	こ成事第639号
	令和6年9月12日
第六次改正	こ成事第768号
	令和6年12月24日
<u>第七次改正</u>	<u>こ成事第※※※号</u>
	<u>令和7年※月※日</u>

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

子ども・子育て支援交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととし、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

別紙

子ども・子育て支援交付金交付要綱

(通則)

第1条 子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令41号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。

(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号）の別紙に定める利用者支援事業

(2) 延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（令和6年4月1日こ成保第225号）の別紙に定める延長保育事業

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（令和6年4月23日こ成保第256号、6文科初第277号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（令和6年4月25日こ成保第261号、6文科初第298号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(5) 放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業

- (6) 子育て短期支援事業
「子育て短期支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第103号）の別紙に定める子育て短期支援事業
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業
「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第32号）の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業
- (8) 養育支援訪問事業
「養育支援訪問事業の実施について」（令和6年3月28日こ支虐第88号）の別紙に定める養育支援訪問事業
- (9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第34号）の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (10) 子育て世帯訪問支援事業
「子育て世帯訪問支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第104号）の別紙に定める子育て世帯訪問支援事業
- (11) 児童育成支援拠点事業
「児童育成支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第105号）の別紙に定める児童育成支援拠点事業
- (12) 親子関係形成支援事業
「親子関係形成支援事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第106号）の別紙に定める親子関係形成支援事業
- (13) 地域子育て支援拠点事業
「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第113号）の別紙に定める地域子育て支援拠点事業
- (14) 一時預かり事業
「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日5文科初第2592号、こ成保第191号）の別紙に定める一時預かり事業
- (15) 病児保育事業
「病児保育事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第180号）の別紙に定める病児保育事業
- (16) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（令和6年3月30日こ成環第120号）の別紙に定める子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- (17) 産後ケア事業
「産後ケア事業の実施について」（令和※年※月※日こ成母第※号）の別紙に定める産後ケア事業

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について」（令和※年※月
※日こ成保第※号）の別紙に定める乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」

(交付額の算定方法)

第4条 この交付金の交付額は、別紙の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第2欄の各区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 第2欄の各区分ごとに、(1)により選定された額に第5欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

第5条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1及び別紙様式4における「特定分」、「一般分」、「その他分」及び「特例措置分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないうで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに地方厚生（支）局長

に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、地方厚生（支）局長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (9) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (10) 市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して(1)から(9)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(8)中「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と、(6)及び(8)中「国庫」とあるのは「市町村」と、(5)及び(9)中「交付金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

(申請手続)

第6条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、別紙様式2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式3と併せて別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定)

第8条 地方厚生（支）局長は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

- 2 都道府県知事は地方厚生（支）局長の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式4により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
- 3 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方厚生（支）局長に提出しなければならない。

（交付金の概算払）

第9条 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

第10条 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

- （1）市町村長は、毎年4月10日（第5条の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
- （2）都道府県知事は、市町村から（1）の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて毎年4月末日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（額の確定）

第11条 都道府県知事は地方厚生（支）局長の確定通知があったときは、市町村に対し別紙様式7により、速やかに確定の通知を行うこと。

（交付金の返還）

第12条 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

第13条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別 紙

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象 経費	5 負担 割合
利用者 支援事 業	利用者 支援事 業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 基本型</p> <p>ア 基本分</p> <p>① 基本Ⅰ型（開所日数が週5日以上の場合） 1 か所当たり年額 <u>7,991,000</u>円</p> <p>② 基本Ⅱ型（開所日数が週5日に満たない場合） 1 か所当たり年額 <u>2,510,000</u>円</p> <p>③ 基本Ⅲ型（保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合） 1 か所当たり年額 <u>315,000</u>円</p> <p>イ 加算分</p> <p>①夜間加算 1 か所当たり年額 <u>1,568,000</u>円</p> <p>②休日加算 1 か所当たり年額 <u>844,000</u>円</p> <p>③出張相談支援加算 1 か所当たり年額 <u>1,121,000</u>円</p> <p>④機能強化のための取組加算 1 か所当たり年額 <u>2,090,000</u>円</p> <p>⑤多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000円</p> <p>⑥特別支援対応加算 1 か所当たり年額 <u>836,000</u>円</p> <p>⑦多機能型加算 1 か所当たり年額 <u>3,377,000</u>円</p> <p>⑧こども家庭センター連携等加算 1 か所当たり年額 <u>315,000</u>円</p> <p>※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。</p> <p>(2) 特定型</p> <p>ア 基本分 1 か所当たり年額 <u>3,346,000</u>円</p> <p>イ 加算分</p> <p>①夜間加算 1 か所当たり年額 <u>1,568,000</u>円</p> <p>②休日加算 1 か所当たり年額 <u>844,000</u>円</p> <p>③出張相談支援加算</p>	<p>利用者 支援事 業の実 施に必 要な経 費</p>	<p>国 2/3</p> <p>〔都道 府県 1/6〕</p> <p>〔市町村 1/6〕</p> <p>※妊婦 等包括 相談支 援事業 型のみ</p> <p>国 1/2</p> <p>〔都道 府県 1/4〕</p> <p>〔市町村 1/4〕</p>

		<p>1 か所当たり年額 <u>1,121,000</u> 円</p> <p>④機能強化のための取組加算</p> <p>1 か所当たり年額 <u>2,090,000</u> 円</p> <p>⑤多言語対応加算 1 か所当たり年額 805,000 円</p> <p>⑥特別支援対応加算</p> <p>1 か所当たり年額 <u>836,000</u> 円</p> <p>(3) こども家庭センター型</p> <p>別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額</p> <p>ア 統括支援員の配置 1 か所当たり <u>6,941,000</u> 円</p> <p>※ 「1 か所当たり」とは、こども家庭センター1 か所当たりとする。</p> <p>※ 人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。</p> <p>イ 母子保健機能（従来の子育て世代包括支援センター）</p> <p>①基本分</p> <p>(i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり <u>15,628,000</u>円</p> <p>(ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり <u>7,295,000</u>円</p> <p>(iii) 保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり <u>12,830,000</u>円</p> <p>(iv) 保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり <u>10,093,000</u>円</p> <p>(v) 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり <u>10,032,000</u>円</p> <p>(vi) 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合</p> <p>1 か所当たり 4,497,000円</p> <p>※ 平成27年度において、1 か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、(i) から (vi) の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。</p>		
--	--	--	--	--

		<p>・保健師等専門職員を2名配置する場合 1市町村当たり 14,988,000円</p> <p>・保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1市町村当たり 21,382,000円</p> <p>※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。</p> <p>②加算分</p> <p>(i) 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円</p> <p>(ii) 特別支援対応加算 1か所当たり年額 <u>836,000円</u></p> <p>※ イの「1か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所1か所当たりとする。</p> <p>ウ 児童福祉機能（従来の市区町村子ども家庭総合支援拠点）</p> <p>① 基本分（直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。）</p> <p>(i) 基礎単価</p> <p>小規模A型 <u>4,152,000円</u></p> <p>小規模B型 <u>10,719,000円</u></p> <p>小規模C型 <u>17,790,000円</u></p> <p>中規模型 <u>24,050,000円</u></p> <p>大規模型 <u>44,636,000円</u></p> <p>(ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価</p> <p style="text-align: right;"><u>2,718,000円</u> × 配置人数</p> <p>(iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価</p> <p style="text-align: right;"><u>2,718,000円</u> × 配置人数（上限5人）</p> <p>② 基本分（委託して行う場合）</p> <p>(i) 基礎単価</p> <p>小規模A型 <u>10,347,000円</u></p> <p>小規模B型 <u>16,914,000円</u></p> <p>小規模C型 <u>23,985,000円</u></p> <p>中規模型 <u>36,441,000円</u></p> <p>大規模型 <u>69,418,000円</u></p> <p>(ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ</p>		
--	--	--	--	--

		<p>配置単価</p> <p>常勤職員を配置した場合 <u>6,426,000</u>円×配置人数</p> <p>非常勤職員を配置した場合 <u>2,718,000</u>円×配置人数</p> <p>(iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価 (上限5人)</p> <p>常勤職員を配置した場合 <u>6,426,000</u>円×配置人数</p> <p>非常勤職員を配置した場合 <u>2,718,000</u>円×配置人数</p> <p>③ 夜間・土日開所加算 <u>(人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。)</u></p> <p>①又は②による基準額×((1週間当たりの開所時間数-40)÷40)</p> <p>④ 開設準備経費 (児童福祉機能のみを開設する場合に限る。2 開設準備経費とは併用不可。)</p> <p>1 か所当たり 7,678,000円</p> <p>⑤ 弁護士・医師等配置加算</p> <p>1 か所当たり 360,000円</p> <p>⑥ 地域活動等推進加算</p> <p>(i) 研修・広報啓発費用</p> <p>1 か所当たり 872,000円</p> <p>(ii) 見守り活動等推進費用</p> <p>1 か所当たり 13,000,000円</p> <p>(iii) 通訳業務費用</p> <p>1 か所当たり 1,560,000円</p> <p>※ ウの「1か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所1か所当たりとする。</p> <p>エ サポートプラン作成にかかる支援員の追加配置</p> <p>① 直営の場合 (会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。)</p> <p>1人当たり <u>2,718,000</u>円</p> <p>② 委託の場合</p> <p>1人当たり <u>6,426,000</u>円</p> <p>※ 配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。なお作成件数には、サポートプランを作成し手交できない場合も含むものとする。</p> <p>※ 1か所当たりの支援員の配置人数の上限は、人口規模に応じ以下のとおりとする。なお、人口については直近の</p>		
--	--	--	--	--

		<p>人口を用いるものとする。</p> <p>人口10万人未満 1人</p> <p>人口10万人以上かつ30万人未満 2人</p> <p>人口30万人以上 3人</p> <p>※ エの「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。</p> <p>オ 地域資源開拓コーディネーターの配置</p> <p>① 直営の場合（会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。）</p> <p>1か所当たり <u>2,718,000円</u></p> <p>② 委託の場合</p> <p>1か所当たり <u>6,426,000円</u></p> <p>※ 1か所当たり1人を上限とする。</p> <p>※ オの「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。</p> <p>カ 制度施行円滑導入経費</p> <p>1市町村当たり <u>3,543,000円</u></p> <p>(令和8年度までの経過措置)</p> <p>別に定めるこども家庭センターの要件を満たしていない施設であって、こども家庭センターの「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合にはイに掲げる基準額を、こども家庭センターの「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合にはウに掲げる基準額を、令和8年度まで適用する。</p> <p><u>(4) 妊婦等包括相談支援事業型</u></p> <p><u>次のアからウにより算出された額の合計額</u></p> <p><u>ア 1か所当たりの妊娠届出受理数 700 件以上</u> <u>15,584,000 円</u></p> <p><u>イ 1か所当たりの妊娠届出受理数 200 件以上 700 件未満</u> <u>9,911,000 円</u></p> <p><u>ウ 1か所当たりの妊娠届出受理数 200 件未満</u> <u>8,239,000円</u></p>		
--	--	---	--	--

		<p>※「1か所当たり」とは、こども家庭センターの母子保健機能に係る窓口（従前の子育て世代包括支援センター）1か所当たりとする。</p> <p>※こども家庭センターを設置していない市町村は、従前の子育て世代包括支援センター1か所当たりとする。</p> <p>※こども家庭センターを設置していない、かつ、従前の子育て世代包括支援センターを設置していない市町村は、1か所とする。</p> <p>※人件費が地方財政措置や補助金など別に交付されている場合については対象としない。</p> <p>※妊娠届出とは、母子保健法第15条に定める妊娠の届出とする。</p> <p>2 開設準備経費（改修費等）</p> <p>(1) 基本型及び特定型（基本Ⅲ型を除く）</p> <p style="text-align: right;">1か所当たり 4,000,000円</p> <p>(2) こども家庭センター型</p> <p style="text-align: right;">1か所当たり 7,678,000円</p> <p>※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ (2)において、「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。</p>																										
延長保育事業	延長保育事業	<p>1 一般型</p> <p>(1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）</p> <p>ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員20人以上）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td style="text-align: right;">21,200円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td style="text-align: right;">42,400円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td style="text-align: right;">63,600円</td> </tr> </table> <p>イ 小規模保育事業</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td>A型・B型</td> <td>C型</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td style="text-align: right;">14,000円</td> <td style="text-align: right;">17,700円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td style="text-align: right;">28,000円</td> <td style="text-align: right;">35,400円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td style="text-align: right;">42,000円</td> <td style="text-align: right;">53,100円</td> </tr> </table> <p>ウ 事業所内保育事業（定員19人以下）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td style="text-align: right;">12,900円</td> </tr> </table>	延長時間区分		1時間	21,200円	2時間	42,400円	3時間	63,600円	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	14,000円	17,700円	2時間	28,000円	35,400円	3時間	42,000円	53,100円	延長時間区分		1時間	12,900円	延長保育事業の実施に必要な経費	<p>国 1/3</p> <p>〔都道府県〕 1/3</p> <p>〔市町村〕 1/3</p>
延長時間区分																												
1時間	21,200円																											
2時間	42,400円																											
3時間	63,600円																											
延長時間区分	A型・B型	C型																										
1時間	14,000円	17,700円																										
2時間	28,000円	35,400円																										
3時間	42,000円	53,100円																										
延長時間区分																												
1時間	12,900円																											

(中略)

		1,200,000円 (イ) 預かりを行う会員数の増加等に応じた加算 <table border="1"><thead><tr><th>預かりを行う 会員数 (前年度値)</th><th>増加数・割合</th><th>加算額</th></tr></thead><tbody><tr><td>19人以下</td><td>2人以上</td><td>500,000円</td></tr><tr><td>20人 ~ 99人</td><td>1割以上</td><td>1,000,000円</td></tr><tr><td>100人 ~ 199人</td><td>1割以上</td><td>1,300,000円</td></tr><tr><td>200人以上</td><td>20人以上</td><td>1,500,000円</td></tr></tbody></table> <p>※援助を受ける会員は対象とならないため、人数に含めることは不可。</p> <p>また、当該年度から新たに事業を開始した市町村は対象外とし、翌年度以降に申請可とする。</p> <p>(5) 提供会員の定着促進加算 500,000円</p> <p>(6) 地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算 1,500,000円</p> <p><u>(7) 性被害防止対策加算 580,000円</u></p> <p>2 開設準備経費 (1市町村当たり年額)</p> <p>(1) 改修費等 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料 (開設前月分) 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。</p>	預かりを行う 会員数 (前年度値)	増加数・割合	加算額	19人以下	2人以上	500,000円	20人 ~ 99人	1割以上	1,000,000円	100人 ~ 199人	1割以上	1,300,000円	200人以上	20人以上	1,500,000円		
預かりを行う 会員数 (前年度値)	増加数・割合	加算額																	
19人以下	2人以上	500,000円																	
20人 ~ 99人	1割以上	1,000,000円																	
100人 ~ 199人	1割以上	1,300,000円																	
200人以上	20人以上	1,500,000円																	
<u>産後ケア事業</u>	<u>産後ケア事業</u>	<u>(1) デイサービス・アウトリーチ型</u> <u>1か所あたり1,788,000円(※)×実施月数</u> <u>※ ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。</u> <u>ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を1,788,000円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。)</u> <u>イ 1,788,000円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。</u> <u>(2) ショートステイ型</u> <u>1か所あたり2,605,700円(※)×実施月数</u>	<u>産後ケア事業の実施に必要な経費</u>	<u>国</u> <u>1/2</u> <u>都道府県</u> <u>1/4</u> <u>市町村</u> <u>1/4</u>															

※ ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。

ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を2,605,700円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。)

イ 2,605,700円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。

(3)24時間365日受入体制整備加算

1か所あたり年額 2,943,600円

(4)住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算

1回(泊)あたり5,000円

(5)(4)以外の世帯に対する利用料減免加算

1回(泊)あたり2,500円

(産婦1人当たり乳児1人の出産につき5回(泊)を上限とする。)

※ (5)について、産後ケア事業で提供される食事代は産婦の自己負担とし、補助対象外とする。

(6)支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算

1人あたり日額 7,000円

(7)兄弟や生後4か月以降の児を受け入れるデイサービス型又はショートステイ型の施設に応じた加算

1か所あたり174,200円×実施月数

※ 1つの施設でデイサービス型及びショートステイ型を実施し、両方の型で対象となる場合の加算は、1か所分として申請すること。

(8)夜間に職員配置を2名以上にしているショートステイ型の施設に応じた加算

1か所あたり244,600円×実施月数

※ 午後6時から翌朝の午前8時までに助産師、保健師又は

		<u>看護師を2名以上配置している場合に加算の対象とすること。</u>		
<u>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</u>	<u>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</u>	<u>1 乳児等通園支援</u> <u>乳児等通園支援を行うために必要な経費</u> <u>令和7年4月1日時点の人口により、以下の基準額を適用する。</u> <u>人口100万人以上 1自治体当たり 167,430,000円</u> <u>人口50万人以上100万人未満 1自治体当たり 134,180,000円</u> <u>人口10万人以上50万人未満 1自治体当たり 125,568,000円</u> <u>人口5万人以上10万人未満 1自治体当たり 37,189,000円</u> <u>人口5万人未満 1自治体当たり 17,214,000円</u> <u>2 指導監督</u> <u>事業所の指導監督を行うため、市町村に人員を配置した場合に必要な経費</u> <u>令和7年4月1日時点の人口により、以下の基準額を適用する。</u> <u>人口100万人以上 1自治体当たり 18,252,000円</u> <u>人口50万人以上100万人未満 1自治体当たり 9,126,000円</u> <u>人口50万人未満 1自治体当たり 4,563,000円</u> <u>3 賃借料補助</u> <u>こども誰でも通園制度を実施するために令和7年度以降に賃借により事業を実施する事業所に係る経費（賃借料及び礼金に限る）</u> <u>1事業所当たり 3,066,000円</u> <u>※ 3については、事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</u>	<u>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に必要な経費</u>	<u>国</u> <u>3/4</u> <u>市町村</u> <u>1/4</u>
<u>子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事</u>	<u>子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事</u>	<u>1 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和6年度補正予算分）</u> <u>（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入</u> <u>（2）研修のオンライン化</u> <u>（1）、（2）の合計 500,000円</u> <u>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター</u>	<u>ICT化推進事業（令和6年度補正予算分）の実施に必要な</u>	<u>国</u> <u>1/3</u> <u>都道府県</u> <u>1/3</u> <u>市町村</u> <u>1/3</u>

<p>業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業、<u>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</u>を除く。）</p>	<p>業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業、<u>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</u>を除く。） （特例措置分）</p>	<p>事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。</p> <p>(3) 通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。</p>	<p>な経費</p>	
---	---	--	------------	--